（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条　施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（地方税法及び租税特別措置法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

（処分等の効力）

第十二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十四条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に、「一月」を「二週間」に改める。

（政令への委任）

第十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六条　特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十一号

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七百三十三条第一項中「六箇月」を「起算して百日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合

二　女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

第七百四十六条中「六箇月」を「起算して百日」に、「懐胎した」を「出産した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるものとする。

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十二号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（都市再生特別措置法の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　管理協定（第四十五条の十五―第四十五条の二十）」を「第三款　管理協定（第四十五条の十五―第四十五条の二十）　第四款　非常用電気等供給施設協定（第四十五条の二十一）」に、「第四款　道路の占用の許可基準の特例（第六十二条）」を「第四款　道路の占用の許可基準の特例（第六十二条）　第五款　都市公園の占用の許可の特例（第六十二条の二）」に、「第六節　都市利便増進協定（第七十四条―第八十条）」を「第六節　都市利便増進協定（第七十四条―第八十条の八）」に、「第一款　民間誘導施設等整備事業計画の認定等（第九十五条―第百四条）」を「第一款　民間誘導施設等整備事業計画の認定等（第九十五条―第百四条）　第一款の二　都市再開発法の特例（第百四条の二）」に改める。

第四条第三号中「を立案する」を「の制定及び改廃の立案をする」に改める。

第五条の見出し中「立案」を「制定改廃の立案」に改め、同条第一項中「適合する」を「適合し、又は適合しなくなった」に、「立案」を「制定又は改廃の立案」に改め、同条第二項中「立案」を「制定又は改廃の立案」に改める。

第十九条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　協議会は、当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業及び公共公益施設の整備を通じた市街地の整備の状況を勘案し、当該都市再生緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する他の都市再生緊急整備地域に係る協議会に対し、その会議において、当該他の都市再生緊急整備地域における都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の実施に関し協議を行うよう求めることができる。